

岩手県告示第39号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた岩手県資源管理方針に定める岩手県くろまぐろ（大型魚）漁業における令和6管理年度のくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が同管理年度の本県の都道府県別漁獲可能量を超えたことから、同法第33条第2項第2号に掲げる場合に該当すると認める。

令和7年1月24日

岩手県知事 達 増 拓 也